

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年 8 月 5 日
【会社名】	ソニー株式会社
【英訳名】	SONY CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役 平井 一夫
【本店の所在の場所】	東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 V P 村上 敦子
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南 1 丁目 7 番 1 号
【電話番号】	03-6748-2111（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部 V P 村上 敦子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 15,741,312,000円 （注） 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2015年8月5日に、四半期報告書（事業年度（2015年度）第1四半期 自 2015年4月1日 至 2015年6月30日）を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2015年6月30日に提出した有価証券届出書ならびに2015年7月13日、2015年7月22日及び2015年7月30日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「2015年度第1四半期（2015年4月1日から2015年6月30日まで）の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

（添付書類の削除）

2015年度第1四半期（2015年4月1日から2015年6月30日まで）の連結業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2014年度）（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

2015年6月23日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2015年6月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年6月26日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2015年6月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2015年6月30日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書（上記3の臨時報告書の訂正報告書）を2015年7月13日及び2015年7月22日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2014年度）（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

2015年6月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度（2015年度）第1四半期（自 2015年4月1日 至 2015年6月30日）

2015年8月5日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2015年6月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年6月26日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2015年6月30日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2015年6月30日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の臨時報告書の訂正報告書）を2015年7月13日及び2015年7月22日に関東財務局長に提出